宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目次

ページ
告示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（障害福祉課）一
○認証食品の認証（二件）（食産業振興課）一
○道路の区域変更（三件）（道路課）二
○道路の供用開始（同）三
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可（都市計画課）三
公告
○開発行為に関する工事の完了（二件）（建築宅地課）三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）（契約課）三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（同）一〇
選挙管理委員会
○証票の無効　一〇
人事委員会
○宮城県任期付職員採用試験の実施　一〇
正誤
○宮城県公報号外第一二号（平成二十七年三月三十一日付け）中　一〇

告示

○宮城県告示第九百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二八〇〇〇九六	カムカム2 加美郡加美町菜切谷字正源八番二	短期入所	特定非営利活動法人くもりのち晴れ	平成二十七年九月三十日

○宮城県告示第九百七十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百十二	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
百七十一	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
百八十	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
二百三十五	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
二百三十六	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田五十一番地

二　認証年月日

平成二十七年十月十五日

○宮城県告示第九百七十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
二百一	漬け魚介藻類	豊屋食品工業株式会社　代表取締役　奥津弘	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八剣二十
二百四十	乾のり・焼きのり	岩佐海苔店　岩佐志津子	岩佐海苔店　岩佐志津子	亘理郡山元町山寺字町東十三－二

二　認証年月日

平成二十七年十月十九日

○宮城県告示第九百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　道路の種類　県道

二　道　路　名　石巻工業港矢本線

三　道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
石巻市門脇字元明神一番七地先から東松島市大曲字土手下三三番四地先まで	前	A	一一・七～一四・〇	三三・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	八・〇～二〇・二	三六・四	
	後	A	一一・七～一四・〇	三三・三	
		B	八・〇～二〇・二	三九・四	

○宮城県告示第九百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　道路の種類　県道

二　路　線　名　田尻瀬峰線

三　道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
栗原市瀬峰新堀一九二番一地先から同市瀬峰牛渕前四五番地先まで	前	A	一〇・五～一四・七	一三一・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	一〇・五～一四・七	一三一・一	
		B	一二・〇～一六・〇	一四八・一	

○宮城県告示第九百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　道路の種類　県道

二　道　路　名　女川牡鹿線

三　道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
牡鹿郡女川町高白浜字崎山六五番一地先から同郡同町高白浜字高白三一番一地先まで	前	一二・三～二四・一	六〇・〇
	後	一二・三～一八・六	六〇・〇

○宮城県告示第九百七十七号

○宮城県告示第九百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻工業港矢本線	石巻市門脇字元明神一番七地先から東松島市大曲字土手下三三番四地先まで	平成二十七年十一月五日

○宮城県告示第九百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　組合の名称

中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二　事業施行期間

平成二十五年六月から平成二十八年六月まで

三　施行地区

石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番二、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四　事務所の所在地

石巻市日和が丘一丁目十五番三十号

五　設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日

六　変更の認可の年月日

平成二十七年十月十九日

公　告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	多賀城市高崎一丁目百三番一
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	仙台市宮城野区中野一丁目五番九号 スモリ工業株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	栗原市栗駒中野田町西二百十一番、二百十二番、二百十三番、二百十四番一の一部、二百十四番二、二百十五番一の一部、二百十五番二 （第一工区）
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	登米市迫町佐沼字中江一丁目七番地の一 株式会社ウジエスーパー

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　入札に付する工事

1　工事番号　二十七債務総一〇六－Ａ〇一号

2　工事名　石巻合同庁舎新築工事

3　施工場所　石巻市蛇田字新沼田地内

4　工　期　宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十年一月三十一日まで

5　工事概要　庁舎新築工事　一式

S造五階　延べ面積　一二、五〇〇平方メートル

附属棟新築工事　一式

S造平屋五棟　延べ面積　計二、一九四平方メートル

※外構工事を含み、建築設備工事を除く

6　予定価格　三、六四九、〇〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7　入札方式　一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8　落札方式　総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1　共同企業体の結成方法

㈠　構成員の数は、三者であること。

㈡　構成員の組合せは、2の㈠及び㈡の資格を満たす一者、2の㈠及び㈢の資格を満たす二者の組合せであること。

㈢　結成は、自主結成であること。

㈣　代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

㈤　代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2　共同企業体の構成員の資格

㈠　共同企業体におけるすべての構成員

(1)　平成二十七年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（建築一式工事）（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2)　宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3)　開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4)　開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5)　開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6)　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7)　本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8)　経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

㈡　共同企業体における代表者

(1)　特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）

第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千三百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 本工事の現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 本工事の現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長　横山　生次郎

2 担当課及び担当班

〒九八〇－八五七〇　仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班　〇二二－二一一－三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所　2と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十七年十月二十七日（火）から平成二十七年十一月十日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十七年十月二十七日（火）から平成二十七年十二月九日（水）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号　宮城県県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十七年十二月十日（木）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所　2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時　平成二十七年十二月十一日（金）午前十時

(二) 場所　仙台市青葉区本町三丁目八番一号　第一入札室（宮城県行政庁舎二階）

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の3により配布する様式による。）を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十七年十月二十七日（火）から平成二十七年十一月十日（火）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出

するものとする。

五　入札保証金

　必要（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

六　工事費内訳書の提出

　１　入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

　２　工事費内訳書の様式は別に定める。

　３　工事費内訳書は、返戻しない。

七　入札の無効

　本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八　落札者の決定方法

　入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九　契約保証金

　契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十　契約の締結

　１　この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

　２　落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一　その他

　１　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

　２　当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

　３　契約書作成の要否　要

　４　入札金額の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

　５　関係図書等の閲覧　建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

　６　詳細は入札説明書による。

十二　概要

Summary

1　Nature of Service to be Procured : New Building Construction on Ishinomaki Godochosha (Prefectural Joint Government Building)

2　Quantity of the Service to be Procured : New Building Construction on Godochosha (1 set)

3　Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570, Japan Tel.: 022-211-3336

4　Application Deadline for Participation in Bid : November 10, 2015, 5 : 00 p.m.

5　Executor of Bidding : Seijiro Yokoyama, Director of Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

6　Deadline for Bid Submission : December 10, 2015, 5 : 00 p.m.

7　Location of Bid Selection : First Bidding Room, 2nd floor of the Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

8　Date and Time of Bid Selection : December 11, 2015, 10 : 00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

　平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　入札に付する工事

1　工事番号　二十七債務総一〇七－A〇一号

2　工 事 名　気仙沼合同庁舎新築工事

3　施工場所　気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七－六の一部ほか

4　工　　期　宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十年八月三十一日まで

5　工事概要　合同庁舎新築工事　一式

庁舎　S造五階　延べ面積　六、七九四平方メートル

附属棟六棟　S造一～二階　延べ面積　計二、〇三五平方メートル

※外構工事を含み、建築設備工事を除く

既存仮設庁舎等解体工事　一式

仮設合同庁舎　S造二階　延べ面積　四、三〇五平方メートル

仮設警察署庁舎　S造二階　延べ面積　一、五二五平方メートル

附属棟六棟　S造一～二階　延べ面積　計七八一平方メートル

※外構解体工事、建築設備解体工事を含む

6　予定価格　二、三二二、二三六、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7　入札方式　一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8　落札方式　総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1　共同企業体の結成方法

(一)　構成員の数は、三者であること。

(二)　構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三)　結成は、自主結成であること。

(四)　代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五)　代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2　共同企業体の構成員の資格

(一)　共同企業体におけるすべての構成員

(1)　平成二十七年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（建築一式工事）（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2)　宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3)　開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4)　開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5)　開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6)　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者

（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

(7)　本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8)　経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二)　共同企業体における代表者

(1)　特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千三百点以上であること。

(2)　建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3)　本工事の現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

(三)　共同企業体における代表者以外の構成員

(1)　特定調達参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百点以上であること。

(2)　建設業法第十五条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3)　本工事の現場施工に着手する日までに、建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

三　入札手続等

1　入札執行者

宮城県出納局契約課長　横山　生次郎

2　担当課及び担当班

〒九八〇－八五七〇　仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班　〇二二－二一一－三三三六

3　契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一)　契約条項を示す場所　2と同じ

(二)　入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十七年十月二十七日（火）から平成二十七年十一月十日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三)　入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4　設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一)　閲覧、貸出期間及び時間

平成二十七年十月二十七日（火）から平成二十七年十二月九日（水）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二)　閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号　宮城県県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）

5　入札書の提出期限及び場所

(一)　提出期限及び方法

平成二十七年十二月十日（木）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二)　場所　2と同じ

6　開札の日時及び場所

(一)　日時　平成二十七年十二月十一日（金）午前十時二十分

(二)　場所　仙台市青葉区本町三丁目八番一号　第一入札室（宮城県行政庁舎二階）

四　入札参加資格の確認等

1　提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の3により配布する様式による。）を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一)　入札参加資格確認申請書

(二)　その他、入札説明書に記載してあるもの。

2　入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

㈠　受付期間及び時間

平成二十七年十月二十七日（火）から平成二十七年十一月十日（火）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

㈡　提出場所

三の２と同じ

３　入札参加資格の審査等

㈠　入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

㈡　入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

㈢　㈡の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の２㈡に記載の担当課へ提出するものとする。

五　入札保証金

必要（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

六　工事費内訳書の提出

１　入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

２　工事費内訳書の様式は別に定める。

３　工事費内訳書は、返戻しない。

七　入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八　落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九　契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十　契約の締結

１　この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

２　落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一　その他

１　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

２　当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

３　契約書作成の要否　要

４　入札金額の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

５　関係図書等の閲覧　建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

６　詳細は入札説明書による。

十二　概要

Summary

1　Nature of Service to be Procured : New Building Construction on Kesennuma Godochosha (Prefectural Joint Government Building)

2　Quantity of the Service to be Procured : New Building Construction on Godochosha (1 set)

3　Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1

Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570, Japan Tel.: 022-211-3336
4 Application Deadline for Participation in Bid : November 10, 2015, 5 : 00 p.m.
5 Executor of Bidding : Seijiro Yokoyama, Director of Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government
6 Deadline for Bid Submission : December 10, 2015, 5 : 00 p.m.
7 Location of Bid Selection : First Bidding Room, 2nd floor of the Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
8 Date and Time of Bid Selection : December 11, 2015, 10 : 20 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　落札に係る物品又は役務の名称及び数量　医療情報端末　一式
二　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地　出納局契約課　仙台市青葉区本町三丁目八番一号
三　落札者を決定した日　平成二十七年十月九日
四　落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地　富士通株式会社　神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
五　落札金額　四千七百十九万六千円
六　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
七　入札の公告を行った日　平成二十七年九月二十五日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十七年十月十五日以降無効とする。

平成二十七年十月二十七日

宮城県選挙管理委員会
委　員　長　菊　地　光　輝

記

証票番号	㊑　第三号の一〇三

人事委員会

○宮城県任期付職員採用試験を別冊のとおり実施する。

平成二十七年十月二十七日

宮城県人事委員会
委　員　長　小　川　竹　男

正　誤

○宮城県公報号外第一二号（平成二十七年三月三十一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
一二	下	後ろから四	「昭和四十八年宮城県規則第七十一号」	「昭和四十六年宮城県規則第七十一号」